

了鳥取県公報

平成18年2月7日(火) 第7759号

每週火:金曜日発行

次 目

告	示	米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の			
		委員の選挙期日 (67) (景観まちづくり課)	. 1		
		土地改良事業計画の変更協議の適否の決定 (68) (耕地課)	. 1		
		土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定 (69) (")	2		
		保安林の指定の解除予定 (70) (森林保全課)	. 2		
公	告	新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者の認定 (産業開発課)	. 3		
		警備業務に係る検定合格者審査の実施 (警察本部生活安全企画課)	. 3		
調達公告		一般競争入札の実施 (産業技術センター)	4		
		一般競争入札の実施 (水産課)	. 7		
		一般競争入札の実施 (出納室)	. 9		
		一般競争入札の実施 (集中化推進室)	.11		
		一般競争入札の実施 (病院局総務課)	.16		
正	誤	平成18年 1 月20日付鳥取県公報第7754号中訂正	.18		

告 示

鳥取県告示第67号

土地区画整理法施行令 (昭和30年政令第47号) 第19条の規定に基づき、米子境港都市計画事業米子駅前通り土 地区画整理審議会の委員の選挙期日を平成18年5月14日と定めたので、同条の規定により告示する。

平成18年2月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第68号

鳥取市が行う土地改良事業(非補助土地改良事業小倉地区区画整理)に係る土地改良事業計画の変更協議につ いては、審査した結果適当と決定したので、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第96条の3第5項において準 用する同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成18年2月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

2 縦覧に供する期間

平成18年2月7日から同月27日まで

3 縦覧に供する場所

鳥取市役所

4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第69号

八頭町が行う土地改良事業に係る福本地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第96条の4において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成18年2月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成18年2月7日から同月27日まで
- 3 縦覧に供する場所

八頭町役場

4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第70号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の 2 第 1 項の規 定により告示する。

平成18年2月7日

鳥取県知事 片 山 善博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所 鳥取市国府町新井字小神谷448の1 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的

落石の危険の防止

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の2第1項第4号の規定に基づき、新商品の生産により新 たな事業分野の開拓を図る者を認定したので、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第135条の3第1 項第4号の規定により、次のとおり公告する。

平成18年2月7日

鳥取県知事 片 山 博

名称及び代表者の氏名	所在地	物品の名称	物品の内容
日本ランドメタル株式会社	鳥取市古海545 - 6	漆塗ステンレス花器	漆とステンレスを組み合わせた
代表取締役 福嶋 徳男			花器
株式会社勝原製作所	鳥取市南栄町 2	ステンレス表札 (看	ステンレス製の表札 (看板)、
代表取締役社長 勝原 章		板)、記念品、ポス	記念品及びポスト
		۲	
株式会社サカモト	八頭郡智頭町大字山	ウッディブラインド	県産材である智頭杉を用いた木
代表取締役 坂本 トヨ子	根520 - 1		製ブラインド
株式会社アセンド	倉吉市山根539 - 7	学事エース	学校における教務及び事務を総
代表取締役 鈴木 由記夫			合的に管理するシステムのソフ
			トウェア

警備業法の一部を改正する法律 (平成16年法律第50号) 附則第5条に規定する審査のうち、警備員等の検定等 に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。) 附則第7条第2項の規定によ リ学科試験及び実技試験の全部を免除される者を対象とする検定合格者審査 (以下「審査」という。) を次のと おり実施する。

平成18年2月7日

鳥取県公安委員会委員長 倉 都 祥 行

- 1 審査に係る警備業務の種別及び級
 - (1) 空港保安警備業務に係る1級及び2級
 - (2) 施設警備業務に係る1級及び2級
 - (3) 交通誘導警備業務に係る1級及び2級
 - (4) 核燃料物資等危険物運搬警備業務に係る1級及び2級
 - (5) 貴重品運搬警備業務に係る1級及び2級
- 2 審査の対象者
 - (1) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則 第5号。以下「旧規則」という。) 第1条第1項に規定する検定(以下「旧検定」という。) に合格した警備 員であって、平成17年11月21日現在、当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従 事している期間が継続して1年以上であるもの
 - (2) 旧検定に合格した者であって、平成17年11月21日現在、当該旧検定に係る警備業務に係る指定講習(旧

規則第12条第1項に規定する指定講習をいう。)の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるもの((1)に掲げる者を除く。)

3 審査申請の受付期間

平成18年3月13日 (月) から当分の間

- 4 審査申請書の提出先
 - (1) 県内に住所を有する者にあっては、住所地を管轄する警察署
 - (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあっては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵便等による審査申請書の提出は、認めない。

5 審査申請書の提出部数等

審査申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 住民票の写しその他住所地を疎明する書面(外国人にあっては、外国人登録証明書の写し等)
- (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあっては、当該営業所に属することを疎明する書面(所定の様式によること。)
- (3) 写真 (申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。) 1葉
- (4) 旧規則第8条の規定により交付された合格証の写し
- (5) 2の(1)又は(2)に該当することを疎明する書面 (所定の様式によること。)
- 6 審査手数料

徴収しない。

7 審査についての問合せ先

各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0857 - 23 - 0110)

調達公告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年2月7日

鳥取県知事 片 山 善博

- 1 調達内容
 - (1) 調達件名及び数量

鳥取県産業技術センターの鳥取庁舎で使用する電気の供給

使用予定電力量 (供給期間総計) 10,425,000キロワット時 (1年当たり3,475,000キロワット時)

- * 使用予定電力量は、平成15年4月から平成17年9月までの各月の使用実績に基づき算出したものであり、 天候等により変動することがある。
- (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 供給期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

(4) 供給場所

鳥取市若葉台南七丁目1-1 鳥取県産業技術センター (鳥取庁舎)

(5) 入札書の記入方法等

入札金額は、入札説明書に示す予定契約電力、使用予定電力量及び予定力率に応じた基本料金の単価及び電力量料金の単価により算出した1年間の合計金額(単価には消費税及び地方消費税を含むものとし、合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)に3を乗じて得た額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含む単価により見積もった額を入札書に記載すること。なお、燃料の価格変動に伴う調整は、考慮しないこととする。

2 競争入札参加資格

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成16年鳥取県告示第998号 (物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について) に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が役務のその他に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入 札参加資格審査の申請書類を平成18年2月23日(木)午後5時までに鳥取県出納局出納室に提出すること。

- (3) 平成18年2月7日(火)から同年3月20日(月)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 電気事業法 (昭和39年法律第170号) 第3条第1項の規定により一般電気事業者として許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定により届出を行っている特定規模電気事業者であること。
- (5) 電気の供給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。
- 3 契約担当部局

鳥取県商工労働部産業技術センター

- 4 入札手続等
 - (1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒689 - 1112 鳥取市若葉台南七丁目 1 - 1

鳥取県商工労働部産業技術センター総務課

電話 0857 - 38 - 6201 (直通)

- (2) 入札説明書等の交付方法
 - (1)の場所で、平成18年2月7日(火)から同月21日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、(1)の場所で直接受け取ることができない者については郵送により交付するので、140円切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒を同封し、(1)の場所へ請求すること。

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便 (親展扱いとすること。) 又は民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成14年法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書 便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの (親展扱いとすること。) により、(1) の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成18年3月20日(月)午前10時(郵便等による入札書の受領期限は、同月17日(金)午後5時必着) 鳥取県商工労働部産業技術センター 2階 第2会議室(鳥取市若葉台南七丁目1-1)

- 5 入札者に要求される事項
 - (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4の(1)の場所に平成18年3月13日(月)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(5)で定める金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成7年鳥取県規則第106号。以下 「調達手続特例規則」という。) 第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(5)で定める金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

- 8 Summary
 - (1) Nature and quantity of the products to be purchased

Electricity for the Industrial Research Institute of Tottori Prefecture (Tottori Office building) 10,425,000 kWh

(2) Supply period

From 1 April,2006 through 31 March,2009

(3) Supply place

7 - 1 - 1 Wakabadai Minami, Tottori - shi, Tottori 689 - 1112 Japan

- (4) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation 5:00 p.m. 13 March, 2006
- (5) Date and time for tender submission

10:00 a.m. 20 March,2006

Deadline for the submission of tenders by registered mail

5:00 p.m. 17 March, 2006

(6) Please contact:

General Affairs Division,

Industrial Research Institute,

Commerce, Industry & Labor Relations Department,

Tottori Prefectural Government

7 - 1 - 1 Wakabadai Minami, Tottori - shi, Tottori 689 - 1112 Japan

TEL 0857 - 38 - 6201

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年2月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調達内容
 - (1) 件名及び数量

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の清掃業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行場所

境港市昭和町及び岬町 鳥取県営境港水産物地方卸売市場

(4) 履行期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

(5) 入札書の記入方法等

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、 消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金 額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成16年鳥取県告示第998号 (物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について) に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が役務に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入 札参加資格審査の申請書類を平成18年2月21日(火)午後5時までに鳥取県出納局出納室に提出すること。

- (3) 平成18年2月7日(火)から同年3月20日(月)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第1項の規定に基づく産業廃棄物 収集運搬業の許可を受けている者であること。
- 3 契約担当部局

鳥取県境港水産事務所

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒684 - 0034 境港市昭和町9 - 7

鳥取県境港水産事務所

電話0859 - 42 - 3167 (直通)

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成18年2月7日(火)から同月21日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

平成18年2月15日 (水) 午後1時30分

鳥取県営境港水産物地方卸売市場会議室 (2号上屋2階)

必要に応じて、現場の下見を行う。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に郵送すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成18年3月20日(月)午後1時30分(ただし、郵便等による入札書の受付期限は、同月17日(金)午後5時)

鳥取県営境港水産物地方卸売市場会議室(2号上屋2階)

- 5 入札者に要求される事項
 - (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
 - (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4の(1)の場所に平成18年2月21日(火)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
 - (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成7年鳥取県規則第106号。以下 「調達手続特例規則」という。) 第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

- 7 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

- 8 Summary
 - (1) Nature and quantity of the services to be required: Cleaning of the Prefectural Sakaiminato Fishery Regional Wholesale Market, 1 set
 - (2) Deadline for the submission of documents for the confirmation: 5:00 p.m. 21, February, 2006
 - (3) Date and time for tender submission: 1:30 p.m. 20, March, 2006 (Deadline for the submission of tenders by registered mail: 5:00 p.m. 17, March, 2006)
 - (4) Please contact: Tottori Prefecture Fisheries Office of Sakaiminato 9 7Showa machi, Sakaiminato shi, Tottori Prefecture 684 0034 Japan, TEL: 0859 42 3167

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年2月7日

鳥取県知事 片 山 善博

- 1 調達内容
 - (1) 調達物品の名称及び数量

「とっとり県政だより」の印刷業務 1回につき211,500部 12回発行

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

入札説明書による。

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2 競争入札参加資格
 - (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 平成16年鳥取県告示第998号 (物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について) に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が印刷類に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入

札参加資格審査の申請書類を平成18年2月24日(金)午後2時までに4の(1)の場所に提出すること。

- (3) 平成18年2月7日(火)から同年3月27日(月)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- 3 契約担当部局

鳥取県出納局出納室

- 4 入札手続
 - (1) 問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県出納局出納室用度担当

電話 0857 - 26 - 7432

- (2) 入札説明書の交付方法
 - (1)の場所で交付する。
- (3) 入札説明会の日時及び場所

平成18年2月17日 (金) 午後1時30分

鳥取県出納局出納室入札室 (鳥取県庁本庁舎1階)

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便 (親展扱いとすること。) 又は民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成14年法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書 便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの (親展扱いとすること。) により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成18年3月27日(月)午後1時30分(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日正午までとする。) 鳥取県出納局出納室入札室(鳥取県庁本庁舎1階)

- 5 入札者に要求される事項
 - (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
 - (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合することを証明する書類を、4 の(1)の場所に平成18年3月3日(金)午後2時までに提出しなければならない。
 - (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成7年鳥取県規則第106号。以下 「調達手続特例規則」という。) 第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

- 7 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 契約締結の制限

この公告に示した印刷に係る予算が成立しなかったときは、契約を締結しない。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

- 8 Summary
 - (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Printing of "Tottori Kensei Dayori" (Prefectural newsletter) ,211,500 × 12copies distributed
 - (2) March 3, 2006 2:00 PM: Time limit for submission of documents for qualification confirmation
 - (3) March 27, 2006 1:30 PM : Time limit for submission of tendersMarch 27, 2006 Noon : Time limit for submission of tenders by registered mail
 - (4) Contact Point for the notice: Treasury Office, Treasury Bureau Tottori Prefectural Government 1 220 Higashi machi Tottori shi 680 8570 Japan

TEL: 0857 - 26 - 7432

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年2月7日

鳥取県知事 片 山 善博

- 1 調達内容
 - (1) 借入物品等の名称及び数量

次に掲げる物品の賃貸借及び保守業務

東部地区納入分

ア 複写機 (白黒 低速機) 10台

イ 複写機 (白黒 中速機) 12台

ウ 複写機 (白黒 中高速機) 12台

工 複写機 (白黒 高速機) 11台

オ 複写機 (カラー 黒低速機) 21台

カ 複写機 (カラー 黒中速機) 8台

中部地区納入分

キ 複写機 (白黒 低速機) 5台

ク	複写機	(白黒	中速機)	1台		
ケ	複写機	(白黒	中高速機)	2台		
コ	複写機	(白黒	高速機)	2台		
サ	複写機	(カラー	- 黒低速機)	4台		
シ	複写機	(カラー	- 黒中速機)	1台		
部地区納入分						

西

ス 複写機 (白黒 低速機) 5台 セ 複写機 (白黒 中速機) 4台 ソ 複写機 (白黒 中高速機) 1台 タ 複写機 (白黒 高速機) 2 台 チ 複写機 (カラー 黒低速機) 9台 ツ 複写機 (カラー 黒中速機) 1台

東、中、西部地区納入分

テ 複写機 (広幅機 (A0)) 3台

なお、括弧内の「白黒 低速機」等の用語は複写機の処理能力を表すものとし、詳細は、入札説明書(機 種区分別・地区別入札台数)による。

(2) 借入物品等の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成18年5月1日から平成21年4月30日まで

ただし、入札説明書に示す一部の複写機については借入期間を平成18年4月3日から平成21年4月30日ま で又は平成18年5月1日から平成21年3月31日までとする。

なお、平成19年度以降において、この公告に示した借入物品等に係る予算が減額され、又は成立しなかっ た場合には、当該契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(4) 納入期限

平成18年5月1日(月)

ただし、入札説明書に示す一部の複写機については平成18年4月3日(月)を納入期限とする。

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札書の記入方法等

複写機1台当たりの月額の賃借料及び複写に係る片面1枚当たりの保守料の単価(小数点以下第2位まで を記載することができる。)を入札書に記載すること。

なお、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もっ た金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成16年鳥取県告示第998号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者 の資格審査の申請手続等について) に基づく競争入札参加資格のうち事務・〇A機器又はリース、レンタル に係るものを有すること。
- (3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入 後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであるこ
- (4) 平成18年2月7日(火)から同年3月27日(月)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入 札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条の規定による指名停止措置を受け

ていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県出納局集中化推進室

- 4 入札手続
 - (1) 問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県出納局集中化推進室

電話 0857 - 26 - 7496

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成18年2月7日(火)から同年3月10日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の 午前9時から午後4時までの間に交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

平成18年3月6日(月)午後1時30分

鳥取県庁第23会議室 (鳥取県庁第二庁舎 7階)

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便 (親展扱いとすること。) 又は民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成14年法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書 便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの (親展扱いとすること。) により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成18年3月27日 (月)

東部地区納入分

ア	複写機	(白黒	低速機)	午前 9 時00分			
イ	複写機	(白黒	中速機)	午前 9 時20分			
ウ	複写機	(白黒	中高速機)	午前 9 時40分			
エ	複写機	(白黒	高速機)	午前 9 時55分			
オ	複写機	(カラー	・ 黒低速機)	午前10時10分			
カ	複写機	(カラー	・ 黒中速機)	午前10時25分			
中部地区納入分							
+	複写機	(白黒	低速機)	午前10時40分			
ク	複写機	(白黒	中速機)	午前10時55分			
ケ	複写機	(白黒	中高速機)	午前11時10分			
コ	複写機	(白黒	高速機)	午前11時25分			
サ	複写機	(カラー	・ 黒低速機)	午前11時40分			
シ	複写機	(カラー	・ 黒中速機)	午前11時55分			
西部地区納入分							
ス	複写機	(白黒	低速機)	午後 1 時15分			
セ	複写機	(白黒	中速機)	午後 1 時30分			
ソ	複写機	(白黒	中高速機)	午後 1 時45分			
タ	複写機	(白黒	高速機)	午後 2 時00分			

東、中、西部地区納入分

テ 複写機 (広幅機 (A 0)) 午後 2 時45分

チ 複写機 (カラー 黒低速機)午後2時15分ツ 複写機 (カラー 黒中速機)午後2時30分

鳥取県庁第23会議室 (鳥取県庁第二庁舎 7階)

郵便等による入札書の受領期限は、アからテまでに掲げる借入物品すべてについて、平成18年3月24日 (金)午後5時までとする。

- 5 入札者に要求される事項
 - (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
 - (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成18年3月10日(金)午後4時までに提出しなければならない。
 - (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札説明書に示す方法に従って計算した年間賃借料(以下「年間賃借料」という。)及び入札説明書に示す複写見込枚数に複写に係る片面1枚当たりの保守料の単価を乗じて計算した年間保守料(以下「年間保守料」という。)の合計額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。) 第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として年間賃借料及び年間保守料の合計額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、4の(5)の入札区分毎に会計規則第12 7条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で年間賃借料及び年間保守料の合計額の最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(4) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ この公告に示した借入物品等に係る平成18年度の予算が成立しなかったときは、入札を行わない。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Lease and maintenance business of copying machines,
 - a. Black and white low speed machine (East region) ,10set
 - b. Black and white middle speed machine (East region) ,12set
 - c. Black and white a little high speed machine (East region) ,12set
 - d. Black and white high speed machine (East region) ,11set
 - e. Color low speed (black) machine (East region) ,21set
 - f. Color middle speed (black) machine (East region), 8 set
 - g. Black and white low speed machine (Central region), 5 set
 - h. Black and white middle speed machine (Central region), 1 set
 - i. Black and white a little high speed machine (Central region), 2 set
 - j. Black and white high speed machine (Central region), 2 set
 - k. Color low speed (black) machine (Central region), 4 set
 - 1. Color middle speed (black) machine (Central region), 1 set
 - m. Black and white low speed machine (West region), 5 set
 - n. Black and white middle speed machine (West region), 4 set
 - o. Black and white a little high speed machine (West region), 1 set
 - p. Black and white high speed machine (West region), 2 set
 - q. Color low speed (black) machine (West region), 9 set
 - r. Color middle speed (black) machine (West region), 1 set
 - s. Wide format machine (A0), 3 set
- (2) Time limit for submission of documents for qualification confirmation: 4:00 PM.10, March, 2006
- (3) Time limit for submission of tenders
 - a. 9:00AM. 27, March, 2006
 - b. 9:20AM. 27, March, 2006
 - c. 9:40AM. 27, March, 2006
 - d. 9:55AM. 27, March, 2006
 - e . 10:10AM. 27 , March , 2006
 - f. 10:25AM. 27, March, 2006
 - g . 10:40AM. 27 , March , 2006
 - h . 10:55AM. 27 , March , 2006
 - i . 11 : 10AM. 27 , March , 2006
 - j . 11 : 25AM. 27 , March , 2006
 - k . 11 : 40AM. 27 , March , 2006
 - 1 . 11 : 55AM. 27 , March , 2006
 - m. 1:15PM. 27, March, 2006
 - n . 1 : 30PM. 27 , March , 2006
 - o. 1:45PM. 27, March, 2006
 - p. 2:00PM. 27, March, 2006
 - q. 2:15PM. 27, March, 2006 r. 2:30PM. 27, March, 2006
 - s. 2:45PM. 27, March, 2006
 - (Time limit for submission of tenders by registered mail: 5:00PM.24, March,2006)
- (4) Contact Point for the notice: Accounting Division, Bureau of the Administrative Effiency Promotion

Tottori Prefectural Government 1 - 220 Higashi - machi Tottori - shi 680 - 8570 Japan TEL: 0857 - 26 - 7496

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年2月7日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び予定数量 心臓手術用力テーテル(冠動脈用ステントセット再狭窄抑制型)130本

(2) 調達物品の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期間

平成18年4月1日 (土) から平成19年3月31日 (土) まで ただし、鳥取県立中央病院については、納入期間を平成18年9月30日 (土) までとする。

(4) 納入場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院 倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院

(5) 入札方法

1本当たりの単価による入札を行うので、当該単価を入札書に記載すること。なお、契約に当たっては、 入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があると きは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費 税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を 入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成16年鳥取県告示第998号 (物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について) に基づく競争入札参加資格のうち、医療機器に係るものを有すること。 なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格を有しないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成18年2月24日(金)午後5時までに鳥取県出納局出納室に提出すること。
- (3) 平成18年2月7日(火)から同年3月23日(木)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入 札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条の規定による指名停止措置を受け ていない者であること。
- (4) 薬事法 (昭和35年法律第145号) 第39条第 1 項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。
- (5) この公告に示した物品を鳥取県立中央病院長又は鳥取県立厚生病院長が指定する日時及び場所に確実に納入することができる者であること。
- 3 契約担当部局

鳥取県病院局総務課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県病院局総務課 (鳥取県庁議会棟 3 階) 電話 0857 - 26 - 7886

- (2) 入札説明書の交付方法
 - (1)の場所で平成18年2月7日(火)から同年3月10日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の 午前9時から午後4時までの間交付する。
- (3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便 (親展扱いとすること。) 又は民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成14年法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書 便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの (親展扱いとすること。) により、(1)の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成18年3月23日 (木) 午前10時 (郵便等による入札書の受領期限は、同月22日 (水) 午後5時) 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁第13会議室 (議会棟3階)

- 5 入札者に要求される事項
 - (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
 - (2) この一般競争入札に参加しようとする者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な 書類を、4の(1)の場所に平成18年3月10日(金)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
 - (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(5)で定める金額に1の(1)の予定数量を乗じた金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。)第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、財務規程第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(5)で定める金額に1の(1)の予定数量を乗じた金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

- 7 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び 財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると鳥取県営病院事業管理者が判断した入札者であって、財務規程第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

- 8 Summary
 - (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Sirolimus Eluting Coronary Stent:130 items
 - (2) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation: 5:00 PM 10, March, 2006
 - (3) Date and time for the submission of tenders: 10:00 AM 23, March, 2006
 Deadline for the submission of tenders by registered mail: 5:00 PM 22, March, 2006
 - (4) Please contact: Prefectural Hospital Management Division, Tottori Prefectural Government 1 220 Higashi machi Tottori shi 680 8570 Japan, TEL 0857 26 7886



平成18年1月20日付鳥取県公報第7754号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 5

- 行 9から11まで
- 誤イ上顎有歯顎石膏模型

6 | の全部鋳造冠を作製する場合の支台歯形成がされているもので、着脱可能の状態にし、全顎の対合歯模型を平均値咬合器に装着しておくこと。

正 イ 上下顎有歯顎石膏模型

上顎模型において6 の全部鋳造金属冠を作製する場合の支台歯形成がされているもので、着脱可能の状態にし、下顎模型とともに平均値咬合器に装着しておくこと。

頁 5

- 行 13及び14
- 誤 $76 \mid 56$ を削除し、 $5 \mid 4$ の歯冠遠心部にレスト $\hat{\mathbf{a}}$ を形成した状態のもので、全顎の対合歯模型を準備し、咬合器に装着しないでおくこと。
- 正 上顎模型の76 | 56を削除し、5 | 4 の遠心部及び | 7 の近心部にレスト窩を形成しておくこと。

,200円 (送料を含む。)】 **配**100 ahikipation/mpukaを使用していまっ